

別表第2（第8条関係）

費用負担基準

申請者世帯の階層区分		申請者負担額 (円)	負担加算額 (円)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	290
D2		3,001～5,800円	350
D3		5,801～8,700円	380
D4		8,701～13,000円	430
D5		13,001～17,400円	470
D6		17,401～22,400円	550
D7		22,401～28,200円	630
D8		28,201～58,400円	810
D9		58,401～75,000円	940
D10		75,001～96,600円	1,160
D11		96,601～121,800円	1,380
D12		121,801～175,500円	1,790
D13		175,501～221,100円	2,200
D14		221,101～380,800円	2,620
D15		380,801～549,000円	4,040
D16		549,001～579,000円	4,250
D17		579,001～700,900円	5,150
D18		700,901～849,000円	6,130
D19		849,001～1,041,000円	7,190
D20		1,041,001以上	左の申請者負担額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
		全額	

備考

1 申請者負担額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に費用負担基準の適用を受ける場合は、その月の申請者負担額が最も多額な児童以外の児童については、同表に定める負担加算額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、申請者負担額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

- (1) 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものとする。
- (2) 認定の基礎となるのは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)によって計算された地方税法(昭和25年法律第226号)により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)とする。

ア 生活保護については現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

イ 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 費用負担基準の適用時期は、毎年7月1日を起点として、取り扱うものとする。

3 申請者負担額に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 費用負担基準の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和元年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。